

- 1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。
- 2 次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。
児童生徒の同居家族に37.5度以上の発熱や、「健康調査票」の【B】の症状がある場合は、同居家族欄に○印を記入します。当面の間は、同居家族欄に○印がある場合、児童生徒を出席停止とします。

- (1) 健康調査票の「風邪の症状や発熱」（下の「発熱の基準」をご確認ください）がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
- (2) 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- (3) 児童生徒又は同居家族が、濃厚接触者となった場合と保健所の指示により接触者となった場合
児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査）を受ける場合
- (4) 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- (5) 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
- (6) 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合及び当面の間において、感染への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合
- (7) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (8) **児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける時又は新型コロナウイルスワクチン接種による副反応が出た時に学校を休む場合**

【学校への連絡事項】

- ・症状が出始めた日
- ・受診した医療機関名と受診日
- ・医師や保健所の指示について

【発熱の基準】

① 平熱が37.0度未満の場合

検温の結果、体温が37.5度以上の場合は、体調不良がなくても、出席停止とします。感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されていますが、検温した結果、体温が37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、発熱の可能性があるため、出席停止とします。

② 平熱が37.0度以上の場合

平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止とします。検温した結果、体温の上昇が平熱より0.5度未満であっても、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、出席停止とします。これまでに保護者からかかりつけ医等にお子様の平熱や発熱の基準について相談したことがあれば、学校にご連絡ください。

※ 「①」「②」で出席停止となった場合は、保護者からかかりつけ医等に受診や電話等で相談し、登校の可否を確認し、学校にご連絡ください。

※ 風邪の症状とは「呼吸器症状：咳、鼻水、たん、息苦しさ（呼吸困難を除く）等」が該当します

※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります

- 3 健康観察をもとに風邪の症状がある場合は、インフルエンザの可能性もふまえ、12～48時間以内にかかりつけ医等に電話で受診等の時期について相談してください。
- 4 次のいずれかに当てはまる場合、**藤沢コロナ受診相談センター**にご相談ください。

- ・味覚・嗅覚障害、強いだるさなどがある
 - ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者など
 - ・接触確認アプリ（COCOA）やLINE コロナお知らせシステムから通知が来た
- 藤沢コロナ受診相談センター 50-8200（毎日 9:00～21:00）**

- 5 出席停止後の登校再開について（同居の家族の症状についても同様です。）
 - (1) **医療機関を受診している場合**は、医師の指示に従いますので、学校にご連絡ください。
 - (2) **医療機関を受診していない場合**は、症状がなくなった日から登校可としますので、学校にご連絡ください。
- 6 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合は、健康調査票のメモ欄を利用するなどして、事前に学校に連絡してください。その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。
- 7 お子様の様子で健康面以外にも気になることやご心配の点がございましたら、遠慮なく学校まで相談してください。